



# 檜山海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(27)	瀬さけ定第3号	久遠郡せたな町 瀬棚区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(28)	瀬さけ定第4号	久遠郡せたな町 瀬棚区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(29)	瀬さけ定第5号	久遠郡せたな町 瀬棚区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）

## 2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

## 3 その他

(1) 漁業の免許予定日 令和6年1月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）

(2) 檜山海区漁場計画変更案の作成に係る内容

檜山海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10850号）に上記1の(1)～(29)に掲げる定置漁業を加える

檜山海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(1)	上国さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(2)	上国さけ定第2号	
(3)	上国さけ定第3号	
(4)	上国さけ定第4号	
(5)	上国さけ定第5号	
(6)	上国さけ定第6号	
(7)	江さけ定第1号	
(8)	江さけ定第2号	
(9)	江さけ定第3号	
(10)	江さけ定第4号	
(11)	江さけ定第5号	
(12)	江さけ定第6号	
(13)	江さけ定第7号	
(14)	江さけ定第8号	
(15)	乙さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(16)	乙さけ定第2号	
(17)	乙さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(18)	乙さけ定第4号	
(19)	熊さけ定第1号	
(20)	熊さけ定第2号	
(21)	大さけ定第1号	
(22)	大さけ定第2号	

区分	漁場番号	条 件
(23)	北さけ定第 1 号	(1) 敷設する身網の数は、1 個でなければなりません。 (2) 8 月 1 8 日から 9 月 2 日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 1 1 月 2 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(24)	北さけ定第 2 号	
(25)	瀬さけ定第 1 号	
(26)	瀬さけ定第 2 号	
(27)	瀬さけ定第 3 号	
(28)	瀬さけ定第 4 号	
(29)	瀬さけ定第 5 号	